

自動車の保管場所の確保等に関する法律
施行規則第10条に規定する掲示板を定め
る告示（平成3年10月29日公委告示第273号）

【沿革】 平成6年9月公委告示第75号改正

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）第10条に規定する公安委員会の掲示板は、奈良県庁前掲示場とする。